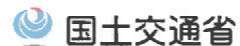


協議案件（1）（令和9年度分）地域公共交通確保維持改善事業について

協議事項：このことについて、本内容で申請してよろしいか。

【（参考）地域公共交通確保維持改善事業とは】

地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助とは…

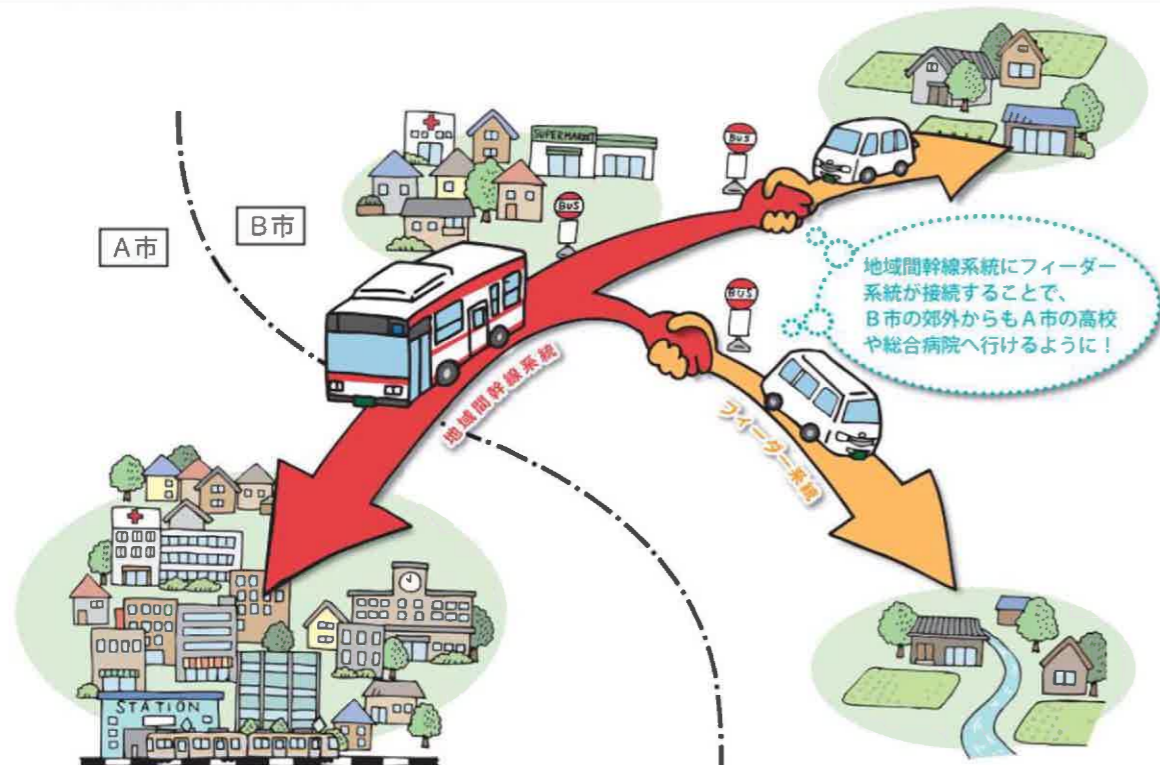


地域間幹線系統

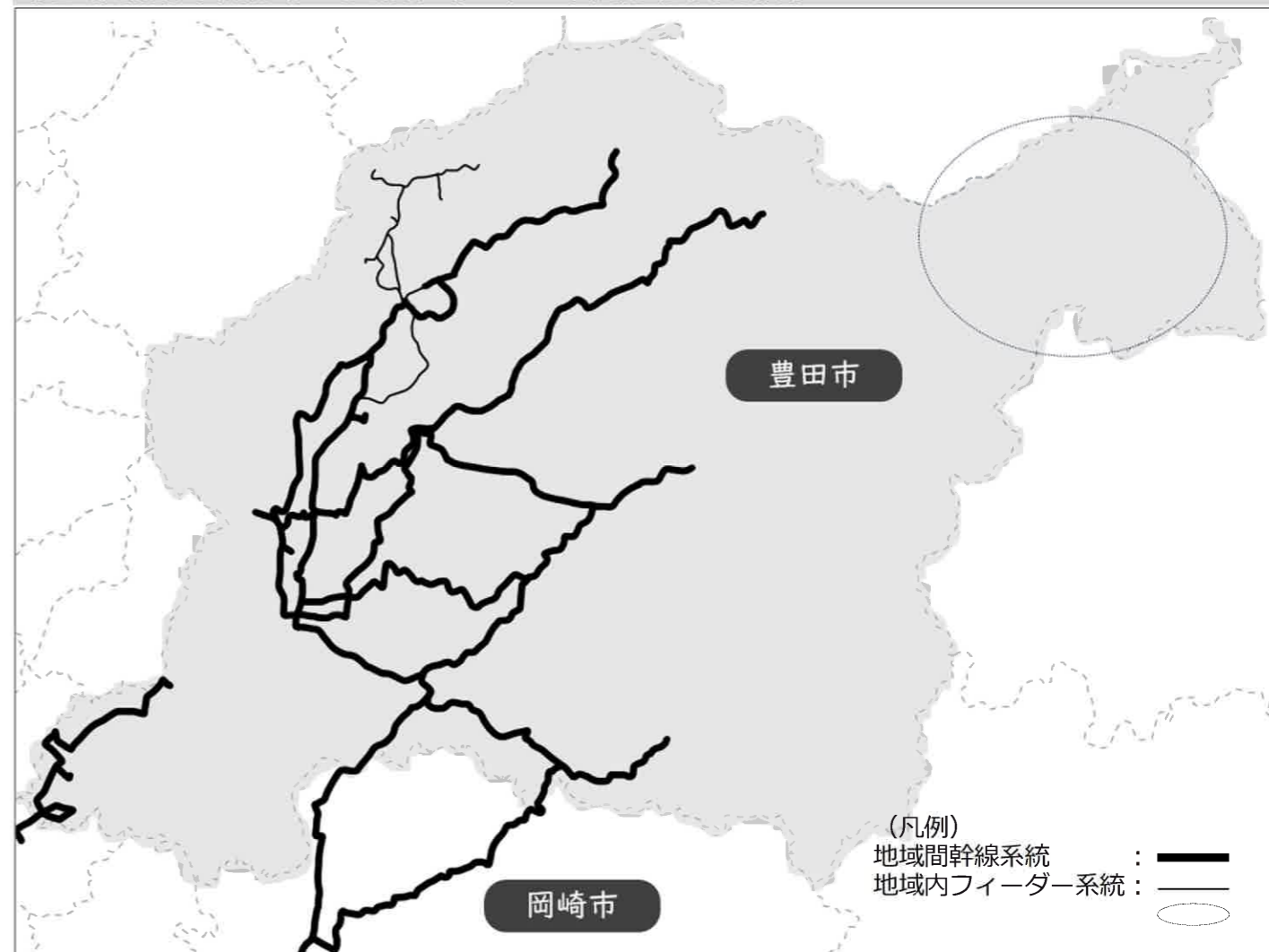
複数の市町村にまたがって走る広域的な路線バスのうち、運送収入（運賃）のみでは、事業採算が確保できない系統を維持するため、欠損額の最大1/2を国が補助する制度

地域内フィーダー系統

地域間幹線と接続をするバス交通・デマンド交通の運行のうち、欠損額の最大1/2を国が補助する制度



【地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助対象路線】



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- 補助率
1/2以内(市町村毎で国庫補助金の交付額に補助上限額あり)
- 主な補助要件(詳細は交付要綱の別表7をご参照ください。)
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
 ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、
 自家用有償旅客運送者による運行であること
 ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
 ・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
 ・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
 ・経常赤字であること



地域間幹線系統補助の豊田市該当路線【交付申請者：乗合事業者】

旭・豊田線、小原・豊田線、藤岡・豊田線（西中山経由）、藤岡・豊田線（加納経由）、下山・豊田線、さなげ・足助線、高岡ふれあい路線②

地域内フィーダー系統補助の豊田市該当路線【交付申請者：豊田市公共交通会議】

稲武地域バス、藤岡地域バス（西市野々線、三箇線）

【令和7年度運行に対する二次評価（抜粋）】(中部運輸局二次評価結果 令和8年3月27日付け中運交企第128号通知より)

期待する取組

- ・公共交通の利用状況を注視し、供給制約がある地域においては、共助等も含めた地域の輸送資源の活用を検討し、既存の公共交通との連携を図ることを期待します。
- ・地域間幹線系統である大沼線の輸送量が補助要件基準の15人に近いことから、引き続き、現状の把握に努めるとともに、愛知県や岡崎市等関係者と連携して更なる利用促進を図るよう期待します。

令和8年6月25日
(協議会名称) 豊田市公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【地域間幹線系統（とよたおいでんバス・高岡地域バス）】
豊田市においては、名鉄豊田市駅と愛知環状鉄道新豊田駅を中心として、名鉄三河線、名鉄豊田線、愛知環状鉄道線、愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）が運行されており、市内のバスネットワークは基幹バス（幹線）と地域バス及び地域タクシー（支線）によって形成されている。
基幹バス（とよたおいでんバス・名鉄バス）は、市内外の拠点間を結び、都心を中心に放射線状に運行している。おいでんバスは、豊田市が運営主体となり、主に各地域間の通勤・通学の移動需要に対応している。

基幹交通と地域内交通の位置付け

機能・役割		主な利用	運行区間	具体例
鉄道	大量・長距離輸送に適しており、主要拠点を結ぶ重要な幹線ネットワークを担う	主に通勤・通学の移動需要に対応する	市内外の拠点間を結び、南北軸に運行する	<ul style="list-style-type: none"> ■名古屋鉄道線 ■愛知環状鉄道線 ■愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）
基幹バス			市内外の拠点間を結び、都心を中心とした放射状に運行する	<ul style="list-style-type: none"> ■おいでんバス ■名鉄バス
地域内交通			地域内外の基幹交通に接続し、原則は地域内を運行する	<ul style="list-style-type: none"> ■地域バス(デマンド交通を含む。) →高岡地域バスを始め10地域 ■地域タクシー

豊田市地域公共交通計画では、市の公共交通として基幹交通・地域内交通を位置付けている。地域間幹線系統の対象となるバス路線については、通勤や通学での利用が多く、旧町村を含む市内外の拠点間を結び運行するおいでんバス及び高岡地域バスが対象である。

【幹線系統（基幹バス及び高岡地域バス路線②）】
国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

路線名	概要	目的	必要性
旭・豊田線	名古屋鉄道豊田市駅（以下、豊田市駅という）から中心市街地を經由し、豊田市北東部の旭地区までを結ぶ	旭地区住民の生活交通確保	通勤・通学者の生活交通として
小原・豊田線	豊田市駅から藤岡地区を經由し、豊田市北部の小原地区を結ぶ	小原地区及び藤岡地区住民の生活交通確保	・通勤・通学者の生活交通として ・観光利用（小原四季桜まつり）
藤岡・豊田線（西中山経由）	豊田市駅から中心市街地を經由し、豊田市北部の藤岡地区までを結ぶ	藤岡地区住民の生活交通確保	通勤・通学者の生活交通として
藤岡・豊田線（加納経由）	豊田市駅から地域医療センターやこども発達センター・けやきワークスなどを經由し、豊田市北部の藤岡地区までを結ぶ	藤岡地区住民の生活交通確保	医療機関や福祉施設などの施設利用者の移動手段として
下山・豊田線	豊田市駅から中心市街地を經由し、豊田市東部の下山地区までを結ぶ	下山地区住民の生活交通確保	通勤・通学者の生活交通として
さなげ・足助線	浄水駅と豊田厚生病院のある浄水地区から猿投地区を經由し、足助地区を結ぶ	浄水地区、猿投地区、足助地区住民の生活交通確保	・通学・通勤や通院者の移動手段として ・観光利用（香嵐渓）
高岡ふれあいバス（②路線）	上丘町から名古屋鉄道知立駅を運行	高岡地区住民の生活交通確保	通学・通勤や通院、買い物等の日常生活における移動手段として

【地域内フィーダー系統】
豊田市は、市町村合併により広大な市域に都市部や中山間部が広がり、市民生活の移動手段として自動車が必要な役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければならない。

路線名	概要	目的	必要性
稲武地域バス	稲武地区内での運行	地域内での移動及び基幹バスへの乗り継ぎによる稲武地区住民の生活交通確保	通院、買い物等の日常生活における移動手段として
藤岡地域バス	藤岡地区内での運行	地域内での移動及び基幹バスへの乗り継ぎによる藤岡地区住民の生活交通確保	通学、通院、買い物等の日常生活における移動手段として

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

■評価指標 I 1日あたりの公共交通利用者数
 豊田市地域公共交通計画（令和7年度まで）（豊田市地域公共交通計画 P61 参照）

豊田市地域公共交通計画 (令和4年10月～令和8年3月)	指標名	令和元年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
	1日あたりの公共交通利用者数	9.4万人/日	6.1万人/日	7.7万人/日

豊田市地域公共交通計画（令和8年度から）

豊田市地域公共交通計画 (令和8年4月～令和18年3月)	指標名	基準値 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)
	1日あたりの公共交通利用者数	8.2万人/日	8.7万人/日

※公共交通利用者数は、鉄道・基幹バス・地域バス・地域タクシー・一般乗用タクシーを合計し算出します。なお、目標値は今後の社会情勢に応じて、随時見直しを行う予定です。

基幹バス及び高岡地域バス路線②については、豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率1%を目標とする。地域内フィーダー路線については、各地域の人口減少が今後続くことが想定されるため、現状維持を目標とする。

	8年度(見込)	9年度	10年度	11年度
旭・豊田線	100,015	106,388	112,797	119,206
小原・豊田線	89,009	91,904	94,808	97,711
藤岡・豊田線 (西中山経由)	53,952	55,333	56,728	58,122
藤岡・豊田線 (加納経由)	99,439	108,286	111,401	114,516
下山・豊田線	170,014	178,816	181,915	185,015
さなげ・足助線	181,891	197,927	203,573	209,219
高岡ふれあい ②路線	92,075	92,995	93,924	94,863
稲武地域バス	4,000	4,000	4,000	4,000
藤岡地域バス	24,000	24,000	24,000	24,000

(2) 事業の効果

路線維持により、沿線地区において以下の事業効果を得ることができる。	
旭・豊田線	生活交通・通学・通勤手段の確保
小原・豊田線	生活交通・通学・通勤手段の確保及び観光客の移動手段の確保
藤岡・豊田線(西中山経由)	生活交通・通学・通勤手段の確保
藤岡・豊田線(加納経由)	生活交通・通学・通勤手段の確保及び医療・福祉施設利用者の移動手段の確保
下山・豊田線	生活交通・通学・通勤手段の確保
さなげ・足助線	生活交通・通学・通勤手段の確保及び観光客の移動手段の確保
高岡ふれあい②路線	通学・通勤手段の確保及び高齢者の外出促進・地域活性化
稲武地域バス	高齢者等の移動手段確保及び外出機会の増加・地域活性化
藤岡地域バス	利用者のターゲットを絞った移動手段の確保

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【総合的な取組】

- 令和8年4月1日からの西口集約に伴うダイヤ改正後の利用状況の把握と分析
- 高校生向けバス通学定期補助事業（継続）
- 高齢者向け定期券「おでかけパス70」を活用したクーポン事業（拡充）
- 小児用ICカードへのポイント還元による、子ども向け利用促進事業（新規）
- 豊田市バスマップ及び市ホームページ等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。
- Google マップでの経路検索や周知を図り、情報提供の充実を図る。
(全て豊田市)

【路線別の取組】

旭・豊田線	当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施 (豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合)
小原・豊田線	小原四季桜まつりの観光PR (豊田市・運行事業者・小原観光協会)
藤岡・豊田線 (西中山経由)	当該路線を利用して通学する高校生(加茂丘高校、猿投農林高校)へ対し、通学定期補助をPR (豊田市)
藤岡・豊田線(加納経由)	地域医療センター・こども発達センター・けやきワークス等沿線施設と連携した運行サービスの展開 (豊田市・運行事業者)
下山・豊田線	当該路線を利用して通学する高校生(豊田東高校、松平高校)へ対し、通学定期補助をPR (豊田市)
さなげ・足助線	①当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施 (豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合) ②鉄道駅(浄水駅・四郷駅・猿投駅)と連携した運行サービスの展開(豊田市)
高岡ふれあい② 路線	①地域協力金による通学定期券、高齢者・免許返納者への回数券購入費の補助 ②地域内のイベントにPRブースを出展し、地域住民への関心の醸成を図る ③地域の小・中学生を対象に体験乗車会を実施し、次世代利用者の確保を図る (全て豊田市、ふれあいバス運営協議会、高岡ふれあいバス運行共同企業体)
稲武地域バス	①各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進PRを実施 ②デマンドバス運行体系の改善 ③イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進PRを実施 ④バス乗車促進PRの実施 ⑤稲武地区内の路線バス時刻表を作成及び配布 (全て稲武地域生活交通利用促進委員会)
藤岡地域バス	①地域住民や自治区、地域会議、運行事業者等からの意見徴取 ②御作小学校の全児童と小中学校の支援学級児童生徒及び引率の教員を対象にバス回数券の交付を行い、校外学習等での利用を促進 ③地域のイベントでぬり絵体験を実施し、地域バスに関心を持ってもらうためのPR活動を実施 ④車内広告掲載による利用促進の啓発活動 (全て藤岡地域バス運営協議会)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び 運送予定者	
表1を添付	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、豊田市から運行事業者への運行負担金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
とよたおいでんバス6 路線	・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。
高岡ふれあい②路線	・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・地域住民や運営協議会との共働による協議・意見交換の場の設置。
稲武地域バス	・稲武地域生活交通利用促進委員会で、利用者数や収支について数値指標によるモニタリング・評価を実施する
藤岡地域バス	・藤岡地域バス運営協議会で、利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が 3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生 活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線システムのみ】	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特 記事項 【地域間幹線システムのみ】	
別紙1のとおり	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダーシステムのみ】	
表5を添付	

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場 合のみ】
(1) 公有民営方式車両購入に要する補助 ・おいでんバス小原・豊田線の代替予定車両は代替予定時に車齢17年目を迎える。 走行距離についても、代替時期には80万キロ前半に達することが予測される。 →今後、消耗品等の交換及び修繕等が頻発することが予想され、代替車両とすることで その経費が軽減される。また、運行の安全性を確保する上でも代替が必要である。 ※バス事業者が購入とした場合の取得費用概算 3,700万円
(2) 車両減価償却費等に要する補助 ・おいでんバスさなげ・足助線の代替予定車両は代替予定時に車齢10年を超過し、 走行距離も50万キロを超える。 →故障が頻発し運行に支障が生じていることから、運行の安全性を確保するために新規車 両を導入する必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場 合のみ】
(1) 事業の目標 新型車両導入により、小原・豊田線及びさなげ・足助線の運行を維持し、地域住民に不可欠な移動 手段を確保する。
(2) 事業の効果 新型車両導入により小原・豊田線及びさなげ・足助線の運行を維持し、地域住民に不可欠な移動手 段を確保するとともに、老朽化した車両を更新することで地域住民の安心・安全な移動を確保する ことができる。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、 負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受 けようとする場合のみ】
表6、表7、表8、表9を添付
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改 善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
代替予定車両は走行距離が多くなっており、今後修繕や消耗品交換の頻度が増すことが予測される ため、代替により経費削減と運行の安全性確保が期待される。小原・豊田線及びさなげ・足助線の車 両は観光目的にも利用されているため、新型車両を導入する際に積極的にPRを実施することで、観光 客を含む利用者の増加を見込む。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項（過去3年分を記載） 【地域間幹線系統（とよたおいでんバス・高岡地域バス）】 令和 6年6月17日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意 令和 7年3月7日 地域公共交通確保維持事業及び計画別紙について変更 令和 7年6月18日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意 令和 8年2月6日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認 豊田市地域公共交通計画の策定について協議・承認 令和 8年6月25日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意 【稲武地域バス】 令和 6年6月17日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意 令和 7年6月18日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意 令和 8年2月6日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認 豊田市地域公共交通計画の策定について協議・承認 令和 8年6月25日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意

【藤岡地域バス】 令和 6年6月17日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意 令和 7年6月18日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意 令和 8年2月6日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認 豊田市地域公共交通計画の策定について協議・承認 令和 8年6月25日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意	
19. 利用者等の意見の反映状況	
とよたおいでんバス 6路線	令和8年4月1日に大規模なダイヤ改正を行った。これまでに電話やメール等でいただいた問い合わせや要望内容を運行事業者と協議・調整し、改正ダイヤに反映させた。また、各路線沿いの学校や病院などの沿線施設に事前説明に伺い、施設利用者の意見や要望を聞き取りし、ダイヤ等への反映を行った。
高岡ふれあい②路線	「前林地帯全世帯アンケート」及び「名鉄土橋駅延伸にかかる実証事業」を実施し、令和6年度に「名鉄土橋駅延伸も踏まえた路線改編等の検討」を実施した。 高齢者・免許返納者の外出支援策として高齢者専用回数券購入に対する補助を実施した。
稲武地域バス	令和8年4月1日に運行日及び運行ダイヤの改正を行った。改正にあたっては路線沿線住民の意見や要望を聴取し、その利用実態を踏まえ、運転手不足に対応するダイヤの合理化を図った。
藤岡地域バス	令和8年4月1日にダイヤ改正を行った。地域住民や学校関係者への事前説明を行い、運行事業者と協議・調整し、改正ダイヤに反映させた。
20. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県交通対策課
関係市区町村	愛知県豊田市交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	豊栄交通株式会社、名鉄バス株式会社、国土交通省中部地方整備局、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所足助支所
地方運輸局	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	愛知県タクシー協会、愛知県警察豊田警察署、足助警察署（ほか）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 豊田市西町3丁目60番地

(所 属) 豊田市役所交通政策課

(氏 名) 目崎、長谷川

(電 話) 0565-34-6603

(e-mail) koutsu@city.toyota.aichi.jp